

三原市公共施設類型別実施計画

【供給処理施設編】

1 施設配置



No.	施設名
1	三原市污泥再生処理センター
2	三原市清掃工場
3	三原市一般廃棄物最終処分場浸出水処理場
4	本郷清掃工場
5	本郷一般廃棄物最終処分場
6	第2クリーンセンター
7	元工業団地污水处理施設

2 施設データ（平成 26 年度の実績を記載し、収入・支出は臨時的なものを含む。経過年数は平成 28 年時点）

施設名	地域	建築年 (年)	経過年 数(年)	延床面 積(m ²)	運営	収入 (千円)	支出 (千円)	収支 (千円)
三原市汚泥再生処理センター	三原	2013	3	2,923	直営	2,640	122,276	△119,636
三原市清掃工場	三原	1999	17	4,498	直営	100,478	366,638	△266,160
三原市一般廃棄物最終処分場浸出水処理場	三原	1998	18	300	直営	0	18,002	△18,002
本郷清掃工場	本郷	1993	23	1,759	直営	1	0	1
本郷一般廃棄物最終処分場	本郷	1989	27	33	直営	0	3,962	△3,962
第 2 クリーンセンター	大和	1978	38	205	直営	2	276	△274
元工業団地汚水処理施設	大和	1991	25	35	-	0	0	0

3 現状・課題

(1) 三原市汚泥再生処理センター

- ・市全域のし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理し、生活環境を清潔に保つことを目的として設置している。
- ・運転管理は民間委託し、市職員は常駐していない。
- ・処理後の汚泥は助燃剤として三原市清掃工場で焼却している。
- ・プラント管理について多額の費用を要するため、コスト削減策を検討する必要がある。

(2) 三原市清掃工場

- ・三原地域、本郷地域、大和地域のもやすごみを焼却することで、生活環境を清潔に保つことを目的として設置している。
- ・経年劣化により焼却能力の低下が著しく、突発的故障が頻発していたことから、長寿命化計画を策定し、基幹的設備機器の更新による延命化事業を実施するとともに、施設保全計画に基づく長期安定的な運転を実施している。
- ・運転管理は民間委託しているが、施設内に市職員が 8 人配置されており、施設修繕、受付案内、予算管理等を行っている。
- ・プラント管理について多額の費用を要するため、コスト削減策を検討する必要がある。
- ・平成 31 年度から久井地域及び世羅町のもやすごみを搬入する予定としている。

(3) 三原市一般廃棄物最終処分場浸出水処理場

- ・三原市一般廃棄物最終処分場での埋立期間及び埋立完了後廃止までの期間において、処分場からの浸出水を処理することを目的として設置しており、環境保全上必要な施設である。
- ・施設及び設備の老朽化が進んでいるため、更新が必要である。

(4) 本郷清掃工場

- ・本郷地域のもやすごみを焼却することで、生活環境を清潔に保つことを目的として設置していたが、本郷一般廃棄物最終処分場が満杯になったため、処理を三原市清掃工場に引き継いだことにより、平成 23 年に廃止している。
- ・建物については、すぐに倒壊するおそれはないが、プラント設備内部にダイオキシン類

等による汚染の可能性がある。

(5) 本郷一般廃棄物最終処分場

- ・本郷清掃工場から排出される焼却灰等の埋立地及び埋立地からの浸出水を処理することを目的として設置していたが、埋立地が満杯になったことにより、平成 23 年に埋立てを終了し、平成 27 年に廃止している。
- ・埋立地の地中に廃棄物がある限り、廃棄物が露出・流出しないよう管理する必要がある。

(6) 第 2 クリーンセンター

- ・大和地域のし尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理し、生活環境を清潔に保つことを目的として設置していたが、処理を賀茂環境衛生センターに引き継いだことにより運転を休止し、平成 12 年に廃止している。
- ・し尿・汚泥を焼却処分していたため、プラント設備内部にダイオキシン類等による汚染の可能性がある。

(7) 元工業団地汚水処理施設

- ・県営大和工業団地の造成に伴い、団地内の汚水を処理するために県が建設し、維持管理を旧大和町が引き継いだ施設であるが、農業集落排水の供用開始に伴い、平成 10 年に廃止している。

4 実施方針

- ・利用圏域については、市域施設として位置づけ、周辺自治体との調整によっては広域施設に位置づける。
- ・施設が機能停止した場合、市民生活に大きな影響があるため、稼動している施設については、コスト及び管理手法等を検討し、適切な管理運営に努める。
- ・更新にあたっては、将来的な需要及び運営コストを勘案し、適切な時期に実施する。
- ・稼動していない施設については、有害物質の飛散・流出等、周辺環境に大きな影響を与える可能性のあるものは撤去し、処分する。また、周辺環境への影響リスクが少ないものは存置する。

5 個別施設の方向性

施設名	方向性		説明
	機能	建物	
三原市汚泥再生処理センター	継続	継続	機能・建物を継続し、管理コストの削減に努める
三原市清掃工場	継続	継続	機能・建物を継続し、管理コストの削減に努める
三原市一般廃棄物最終処分場浸出水処理場	継続	継続	機能・建物を継続する
本郷清掃工場	廃止済	検討又は廃止	建物は市以外の有効利用を検討し、利用状況をみながら、周辺環境への影響リスクがあるため、プラント設備の撤去又は建物の撤去を検討する

本郷一般廃棄物最終処分場	廃止済	存置	埋立地の管理を継続する。プラント・建物については、周辺環境への影響リスクがないため、当分の間、存置する
第2クリーンセンター	廃止済	撤去	周辺環境への影響リスクがあるため、建物を撤去する
元工業団地汚水処理施設	廃止済	処分	現状施設での公共活用は難しいため、処分する

6 年次計画

施設名	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
三原市汚泥再生処理センター	→							
三原市清掃工場	→							
三原市一般廃棄物最終処分場浸出水処理場	→							
本郷清掃工場	検討	方向性を決定	→					
本郷一般廃棄物最終処分場	廃止済（当分の間は存置）							
第2クリーンセンター	廃止済	解体設計	解体工事	撤去				
元工業団地汚水処理施設	廃止済（処分）							